

ご存知ですか？ 成年後見制度

判断能力が低下した高齢者に、次々と必要のない住宅リフォーム契約をさせる悪質商法が横行しています!! 成年後見制度を利用していれば、こうした契約を取消できます。

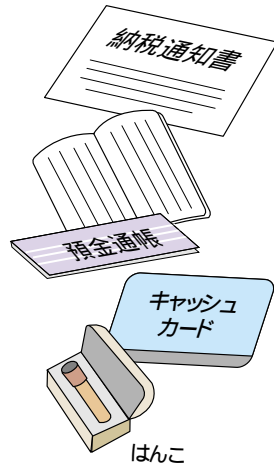
お問い合わせ先

成年後見の手続に関すること 京都家庭裁判所 ☎(075)722-7211
任意後見契約に関すること 京都公証人合同役場 ☎(075)231-4338

高齢者を狙った悪質商法・悪質詐欺が多発しています!!

近年、高齢者の消費者被害の相談件数が増加しています。京都市では被害を未然に防ぎ、拡大を防ぐために、さまざまな取組をしています。しかし行政機関の取組だけではなく、地域全体で高齢の方を見守ることや、高齢の方自身も自ら防止する力をつけていただくことが、消費者被害や悪質な詐欺から身を守るために大切です。

最近では、公務員と偽り、税金の納付を催促したり、年金の振込先の口座番号を聞き出したりする詐欺行為が多発しているとの情報が寄せられています。「怪しい」、「おかしい」と感じられた時は、絶対に相手の言いなりにはならず区役所、社会保険事務所、警察などへお問い合わせください。
悪質な消費者被害は、市民生活センターまでご相談ください。



お気をつけておくれやす 悪質商法撃退!!

<いりません> キッパリ断る!

<ドアを> 開けない!

<契約は> 慎重に!

<うまい話> まず疑う!

困ったときは 市民生活センターへ

預貯金や 家族構成は 教えない!

悪質商法に関するご相談は、市民生活センター

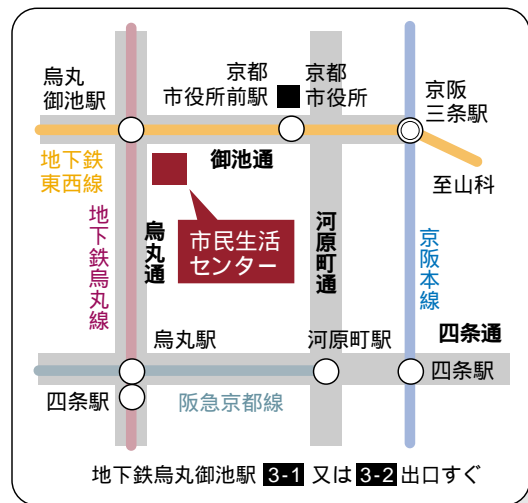
消費生活相談 ☎(075)256-0800へ
おかけまちがいのないようにご確認ください。

〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館4階
FAX (075)256-0801

相談時間 / 午前9時～正午 午後1時～午後4時
休館日 / 土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
ホームページ / <http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

*週末緊急時の消費生活相談にお答えしています。

☎(075)257-9002 土日のみ(年末年始除く) 午前10時～午後4時 電話相談のみ



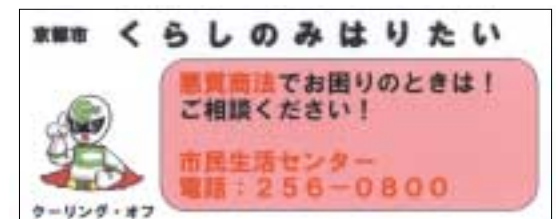
相談無料

悪質商法から身を守るための6つの心得

- 1 見知らぬ人の親しげな訪問 接近に要注意。簡単にドアを開けない。
- 2 あまい言葉にご用心。うまい話はまず疑う。
- 3 預貯金 家族構成などのプライバシーはあかさない。
- 4 納得できるまで説明を受けて署名や押印は慎重に。契約書は必ず受け取り大切に保管する。
- 5 「結構。」「いいです。」といったあいまいな言葉は使わない。必要な場合はキッパリ断る。
- 6 一人で決めず 契約前に家族や身近な人、市民生活センターに相談する。

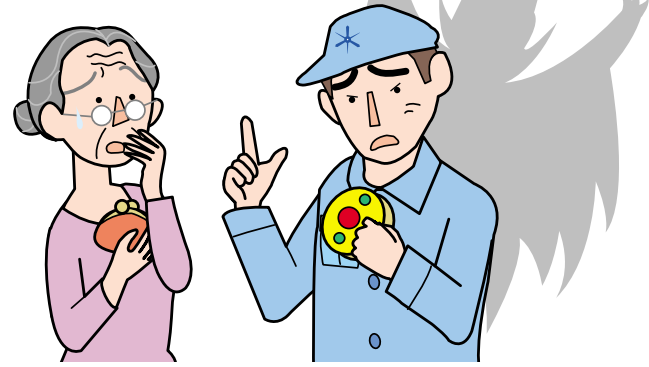
こんな被害があります!!

～市民の皆様の 安心・安全の取組～



公務員だと偽り 忍び寄る

～浄水器・住宅用火災警報器の悪質販売のワナ～

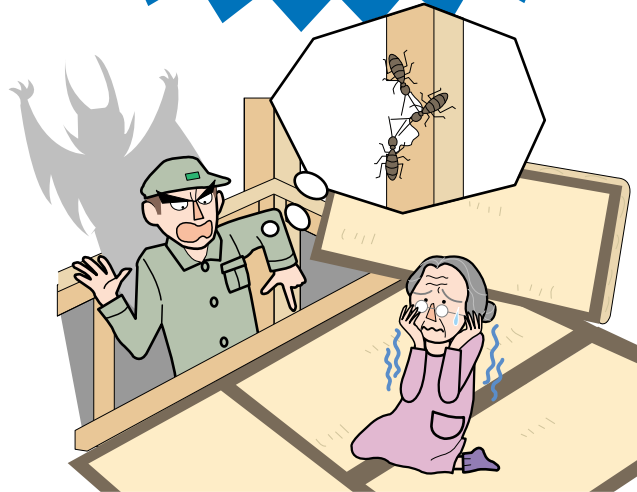


- 1 服装などで公務員だと勘違いさせる。
- 2 すぐ取付けるようしつこくせまる。
- 3 強引に商品売りつける。

公務員が商品を販売することはない。慌てて契約しないよう注意!

「カモ」にされるかも

～悪質リフォーム業者の手口～

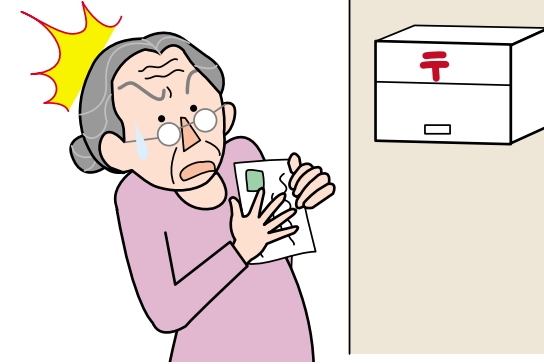


- 1 目的を隠し近づく。
- 2 不安をあおる。
- 3 必要のない工事をし高額請求する。

すぐ契約せず、本当に必要な工事かどうか検討する。一度契約すると、次々と契約させられる。

身に覚えのない借金のとりにて

～巧妙な架空請求～



- 1 不特定多数にはがきを送る。
- 2 恐怖心をあおる。
- 3 連絡してきた人をおどし、高額請求する。

身に覚えのない請求は、無視する! 不用意に差出人に連絡しない! 個人情報相手をもらさないよう注意!!

うまい話はありません

～未公開株というもうけ話～



- 1 巧みな話術で勧誘。
- 2 強引に株を購入させる。
- 3 しかしいつこうに株は上場しない。

*未公開株...証券取引所などに上場していない株。

勧誘した業者が証券業の登録を受けた会社であるか、対象となる未公開株会社が実在し、株式を公開予定であるかを確認する。内容がよくわからない話は、きっぱり断る!

タダほど怖いものはない

～粗品・引換券につられ、大損～



- 1 会場に行くように誘う。
- 2 生活用品などを安値で次々に販売する。
- 3 最後に高額商品売りつける。

粗品や引換券を配っていても、安易に指定された場所にいかないよう注意!!

親切心には裏がある

～笑顔で高価な健康食品を売りつける～



- 1 親切そうに近づく。
- 2 商品の効果効果を誇大にうたう。
- 3 高額で商品売りつける。

健康食品は医薬品ではない。効果効果を誇大にうたい販売することは、薬事法で禁じられている。

だまされた! そんなときはクーリング・オフ制度 があります。

訪問販売や電話勧誘販売などで3,000円以上の契約をした場合、

8日間は無条件で契約を解除できます。

<工事済みの場合や使用した商品(一部を除く)でも、期間内なら解除できます。>

《配達記録郵便(はがき)の書き方例》

切手	□□□□□□
配達記録	県市町番地
住所・氏名	販売株式会社 御中

右の契約を解除します。

平成 年 月 日

- ・契約(申込み)年月日
- ・販売会社名
- ・担当者名
- ・商品名
- ・契約金額



クーリング・オフは書面(普通のはがき)する必要があります。

*証拠としてコピーをとりましょう。

*郵便局窓口から配達記録郵便で出しましょう。